岡山朝日研究紀要　第四十五号（二〇二四年三月）抜刷

# 東寺領備中国新見荘「直務代官」祐清注進状一一通の現代語訳

辰　田　芳　雄

# 東寺領備中国新見荘「直務代官」祐清注進状一一通の現代語訳

辰田芳雄

目次

はじめに
1．寛正三年八月二十五日発、九月五日京着の三通・・・4ページ
(1)祐清注進状❶ト一一五（岡四八）、寛正三年八月二十四日
(2)祐清注進状❷ト一一六（岡四九）、寛正三年八月二十五日
(3)祐清注進状❸ゆ二九（岡一一〇六）、寛正三年八月二十五日
(4)祐清注進状❶❷❸に対する東寺の対応
2．寛正三年十一月一日発、十一月十六日京着の三通と百姓等申状二通・・・9ページ
(1)祐清注進状❹ゆ七〇（岡一一四三）、寛正三年十一月一日
(2)高瀬・中奥百姓等申状二通
(3)祐清注進状❺サ三五一（岡五七五）、寛正三年十一月一日
(4)祐清注進状❻サ三五〇（岡五七四）、（寛正三年）十一月一日
(5)祐清注進状❹❺❻に対する東寺の対応
3．寛正三年十一月十四日発、十一月二十五日京着・・・18ページ
(1)祐清注進状❼ゆ三〇（岡一一〇七）、寛正三年十一月十四日
(2)祐清注進状❼に対する東寺の対応

**4．寛正三年十二月十三日発、十二月二十六日京着・・・21ページ**
⑴祐清注進状❽え三三（岡九〇六）、寛正三年十二月十三日
⑵祐清注進状❽に対する東寺の対応
**5．寛正四年二月二十二日付、三月三日京着・・・25ページ**
⑴祐清注進状❾ツ一四一（岡一二八）、寛正四年二月二十二日
⑵祐清注進状❾と同時に京進されたゆ三三（岡一一一〇）、二月二十六日付金子衡氏注進状
⑶祐清注進状❾に対する東寺の対応
**6．寛正四年六月二十一日発、閏六月一日京着・・・29ページ**
⑴祐清注進状❿ツ二二五（岡一三八）、寛正四年六月二十一日
⑵祐清注進状❿と同時に京進されたゆ三五（岡一一一二）、六月二十二日付金子衡氏注進状
⑶祐清注進状❿に対する東寺の対応
**7．寛正四年閏六月二十五日発、七月六日京着・・・33ページ**
⑴祐清注進状⓫ゆ三六（岡一一一三）、寛正四年閏六月二十五日
⑵祐清注進状⓫と同時に京進されたゆ三七（岡一一一四）、閏六月二十六日付三職注進状
⑶祐清注進状⓫に対する東寺の対応
⑷祐清の定期市での観察
⑸祐清の年貢請取状
**おわりに**

# 東寺領備中国新見荘「直務代官」祐清注進状一一通の現代語訳

辰田芳雄

## はじめに

祐清上人は、東寺西院御影堂の警備や文庫の管理などをする三聖人の一人で、本来東寺には拠点を持たぬ寺外の僧である。祐清は、寛正三年（一四六二）七月二十三日に東寺領備中国新見荘（領家方）の「直務代官」となった。実は、供僧たちは祐清を一年限りの所務職を持つ上使に任じたのであるが、在地での体面を考えて「御代官」と称することを認めたのであった。祐清は七月二十六日に下向し、八月五日に新見荘に下着した。そして、一年後の寛正四年（一四六三）八月二十五日に地頭方百姓の谷内・横見により殺害された。この一年間に祐清は一一通の注進状（書状）を東寺に送っている。七回、一一通の書状の「東寺百合文書」の函番・『岡山県史』（岡と略す）の文書番号・年月日・宛所などを示すと以下の通りである。

❶ト函一一五（岡四八）　寛正三年八月二十四日　東寺公文所上座

❷ト函一一六（岡四九）　寛正三年八月二十五日　仏乗院御坊

❸ゆ函二九（岡一一〇六）　寛正三年八月二十五日　豊後上座　（折紙）

❹ゆ函七〇（岡一一四三）　寛正三年十一月一日　東寺公文所上座（長文、二〇〇〇㎜）

❺サ函三五一（岡五七五）　寛正三年十一月一日　東寺公文所上座（折紙）

❻サ函三五〇（岡五七四）　寛正三年十一月一日　東寺公文所上座（折紙）

❼ゆ函三〇（岡一一〇七）　寛正三年十一月十四日　東寺公文所上座

❽え函三三（岡九〇六）　寛正三年十二月十三日　東寺公文所上座（長文、一六四七㎜）

❾ツ函一四一（岡一二八）　寛正四年二月二十二日　東寺公文所上座（長文、一五八四㎜）

❿ツ函二二五（岡一三八）　寛正四年六月二十一日　（仏乗院ヘノ状）

⓫ゆ函三六（岡一一一三）　寛正四年閏六月二十五日　東寺公文所上座

祐清が東寺へ送ったこれらの注進状は、寛正三年から翌年までの新見荘の惣村世界を具体的に知ることができる格好の資料である。

そこで、多くの方にその内容を知っていただくため、祐清注進状一通に返り点を打ち、用語注釈を加え、現代語訳を示すことにした。さらに、その注進状に対する東寺の対応にも注目し、最勝光院方評定引付の記事や東寺書下案にも言及した。

## 1. 寛正三年八月二十五日発、九月五日京着の三通

⑴祐清注進状❶ト一一五（岡四八）、寛正三年八月二十四日、宛所
東寺公文所上座

今月五日下着仕候、同十四日百姓等出合候、寺命之趣、具申含候、直務御代官下向、庄家皆々目出度畏入候、

一、去年未進事、堅雖レ致二催促一候、更不レ致二沙汰一候間、迷惑此事ニ候、百姓等半々召寄候て、御直務召申候、御年貢可二無沙汰一企候哉、言語道断曲事、早々致二沙汰一不レ可レ叶候由、申付候間、田をもかり候ハヽ、軈而皆々可レ進候、其間者御扶持候へと侘事仕候程ニ、先三職申付候て、借銭仕拾貫文進上申候、未進当年分共、堅催促仕候、且可二寺納申一候、百姓等過法緩怠候間、色々申付候間、年貢無沙汰於二百姓一者、名可二召放一候由、堅申付候間、皆々領性仕候、

一、人夫事、如二先々一十二人立候ハて、叶ましき由申候へ共、いまたしかと領性（領状）不レ申候、猶々堅可二申付一候、

一、公事蠟之事、無二先規一由、色々侘事申候、いかゝ可レ仕候哉、可レ被二仰下一候、

一、就二田所職之事一、此春罷上候し大田中務、此間伯州没落仕候か、当所務時分相待、大勢以当庄へ乱入可レ仕候由申候、我ら方へも如レ此申候て、状遣候、其状進候、金子方大勢用意仕、地下へ入レ立ましき由申候間、事なる子細あるましく候と存候、万一中務重而上落仕、訴訟申候共、不レ可レ有二御承引一候、諸事重而進可二注申一候、此等之趣可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

八月廿四日　祐清（花押）

東寺公文所上座

○用語などの注釈

・去年未進 ＝ 米と銭の未進合計は約一〇四貫文（『教』一六八〇、寛正二年新見荘領家方年貢算用状）
・軈而（やがて）＝ すぐに
・御扶持候へと侘事仕候 ＝ お助け下さいと嘆願いたしました
・扶持 ＝ （領主が）年貢などの負担を軽減すること
・詫事 ＝ （百姓が）窮状を訴えて、年貢の軽減などを嘆願すること
・三職（さんしょく）＝ 領家方新見荘の下級荘官の田所・公文・惣追捕使。祐清は惣追捕使福本盛吉宅に隣接する政所で執務を行っている。この書状もその政所で書いている。身の回りの世話

は「たまかき」がしている

・過法緩怠（かほうかんたい）＝とんでもない怠慢

・名可召放候 ＝ 名主（みょうしゅ）という百姓の資格を取り上げる

・領状（りょうじょう）仕候 ＝ 了承する

・人夫 ＝ 京上夫

・田所職之事 ＝ 大田直高が田所職補任を要求している

・所務 ＝ 年貢を収納すること

・我ら方へも如此申候て、状遣候、其状進候 ＝ 祐清宛て大田直高書状（つ七－二六）で、大田中務は、政所の祐清に対し、支証があるので、自分を田所職に補任してほしいと訴えている。大田宛て祐清書状案（メ二九八）では、田所職について金子衡氏が上洛して補任されているので、祐清は自分の一存ではどうにもならないと言っている

・東寺公文所・・・公文所は東寺の荘園経営の中核的組織で、ここでは最勝光院方公文所。最勝光院方供僧へ代官や上使の注進状の取次ぎなどをする。この時の最勝光院方公文は宝俊。宝俊の僧官位は上座。都維那→寺主→上座の順に位がのぼる。

○祐清注進状❶の現代語訳

今月（八月）五日に（新見荘に）下着しました。同（八月）十四日に百姓等と対面しました。東寺から命じられた任務の内容を具体的に言いきかせました。直務代官の下向であることを荘園の人々の皆は目出度いことであると畏み入りました。

一、去年の未進の事について。厳密に催促をしましたが、いまでも年貢の納入をしていないので、大変な迷惑をしています。百姓等を半分ずつ呼び出して、「東寺さまの直務による年貢徴収である。御年貢をださないつもりなのか。言語道断でけしからん仕業である。早々に収めないと容赦はしないぞ」と申し付けたので、百姓等は「稲刈りをしたなら、すぐに年貢を納めます。それまではお助けください」と嘆願いたしましたので、まずは三職に命じて借銭により一〇貫文を進上します。未進の今年分を含め、厳密に催促いたします。ともかく急いで寺納しましょう。百姓等はとんでもなく怠慢なので、さまざまな方法で申し付けましょう。年貢を納めない百姓には「名主（みょうしゅ）の資格を取り上げるぞ」と厳重に申し付けましたので、皆々了承しました。

一、京上夫の事について。かつてのように一二人の人夫を立てなければ、承知しないと言ってやったが、「はい確かにわかりました」とは了承しませんでした。これから厳重に申し付けましょう。

一、公事の蠟の事について。「前例がありません」と言って色々と免除を訴えます。どういたしましょうか。お考えを仰せください。

一、田所職の事について。今春に上洛した大田中務直高は、過日に伯耆国に没落したのであろうか、稲刈りをして年貢を納める時期を待って、大勢で当荘に乱入しようと企んでいると言っています。私にもこのように言って、書状を遣わしてきました。その書状を進上します。金子衡氏は「軍勢を多く用意し、村へは入り込ませない」

と言っているので、困った状況にはならないと思います。万一、大田中務直高が再び上洛して田所職を望んで訴えたとしても、承引されてはなりません。諸事情は重ねて書状を進上して具さに申し上げましょう。これらのことを供僧の方々にご披露してください。恐れながら謹んで申し上げます。

八月二十四日　　祐清（花押）

東寺公文所上座（宝俊）様へ

(2)祐清注進状❷ト一一六（岡四九）、寛正三年八月二十五日、宛所仏乗院御坊

今月五日下着仕候、聴而如レ被二仰付一候、了蔵留置候て、去年未進堅致二催促一候へ共、一向無沙汰申候間、迷惑此事候、乍レ去当庄ハ、いまた一円ニ田をもからす罷下候て、下用米なとたにもなく候て、諸方へかり候て色々了簡仕、堪忍仕候、違二承及一候、事外不思議なる在所ニて候、山家躰よろつ可レ有二御推量一候、随而未進も当毛も御年貢ハならす候間、長々了蔵留置候て、注進をたにも不レ申候へハ、無二御心元一おほしめし候ハんすると存候て、先三職方へ申候て、借銭仕、拾貫文進上申候、聴而未進当毛共堅致二催促一、且寺納可レ申候、百姓等事外ニ緩怠在所ニて強儀なる者共多候て、迷惑候、乍レ去我ら涯分地下之事ハ成敗候て、是非共ニ御年貢無沙汰申さすましく候、御心安おほしめし候へく候、了蔵此間地下人ニかたらわされ候て、色々事申候て、我らをも申おとす（脅す）やうニ申候、催促をもきふうなめされ候そと申候へ共、罷下候より覚悟仕候、縦一命失候共、御年貢無沙汰百姓等ニおいてハ、名を召放、罪科可レ仕候、此元事ハはや安き手立とも多々候、今度之御書下ニ先代官安富方所務帳ヲ御下候、其のことく所務仕候へと被レ下候へく候、存子細候間、如レ此申入候、其様の御私之御状ニ被二仰下一候へく候、地下へ申度子細候間、申入候、毎事今度の注進之時、可二申上一候、恐惶謹言、

八月廿五日　　備中国新見庄より　祐清（花押）

進上　仏乗院御坊　人々御中

○用語などの注釈

・下用米　＝　生活のために消費する米
・了簡仕　＝　やりくりする
・堪忍　＝　辛抱
・不思議　＝　常識はずれ。けしからぬ
・当毛　＝　今刈り取った稲
・涯分　＝　精一杯
・かたらわされ　＝　丸め込まれ。仲間のようになって
・きふうなめされ候そ　＝　厳しく徴収されませんように。「きぶし」は厳しい。「召す」は取り立てる
・名を召放　＝　百姓の資格を取り上げる

・御書下 ＝ 東寺からの命令書
・安富方所務帳 ＝ 前代官安富智安の時の年貢徴収台帳
・仏乗院御坊 ＝ 最勝光院方年預仏乗院仁然

○祐清注進状❷の現代語訳

今月（八月）五日に（新見荘に）下着しました。すぐに、（東寺から）命じられたように、了蔵を（新見荘に）留め置いて、去年の年貢未進を催促しましたが、（百姓等は）まったく納めないので、迷惑しています。しかしながら、当荘ではいまだに全部の田で稲刈りもしていない状態で、下向した私が生活するための米などもなく、あちこちから借りて色々やりくりし、辛抱しています。（新見荘は京都で）聞き及んだ様子とは違っていて、とてもけしからん在所です。山深い在所の常識はずれの様子を想像してみてください。したがって、昨年の未進年貢も今実っている稲も年貢として送ることはできないので、長々と了蔵を留め置いたままで（しかも東寺に）注進をしなければ、ご心配になるのではないかと思い、先ず三職に申して借銭をし、一〇貫文進上いたします。すぐに未進分や今年実った稲の分も厳重に催促をしてともかく急いで寺納いたします。（ここは）百姓等が特別に怠慢な在所で、強情なものが多くて迷惑です。しかし私は、精一杯、（年貢を納めない）百姓を懲らしめて、必ず御年貢を納めさせます。ご安心ください。了蔵は下向してからここまで百姓たちに丸め込まれて、色々なことを言って、私までも脅すような口ぶりです。「年貢の催促を厳しくなさいませんように」などと申しますが、新見荘に下向してより覚悟をして仕事に励んでいます。たとえ一命を失おうとも、年貢を納めない百姓等においては、百姓の資格を取り上げ、罪科に処します。私の方にはすでに簡単にことを進める手立てなどが多くあります。この度の（御返事として出される東寺からの）命令書に「前代官安富が作成した年貢徴収のための帳簿を在地に下すので、その内容の通りに年貢を納めなさい」とご命令ください。年貢徴収によい手立てがあるので、このように申し入れております。そのように私宛の書状に（書いて）ご命令ください。百姓たちに言ってやりたいことがあるので、申し入れています。何かことがあれば今度の注進状を出すときに申上げます。恐れながら謹んで申し上げます。

八月二十五日　　備中国新見荘より　祐清（花押）

仏乗院御坊（最勝光院方年預仏乗院仁然）さまへ

(3)祐清注進状❸ゆ二九（岡一一〇六）、寛正三年八月二十五日、宛所豊後上座

三職方より、就二御成一、御礼為ニ百疋被レ進候、只今可レ進レ之候へ共、夫荷おも具候間、今度便宜ニ上可レ申候、御心得候て、可レ預二御披露一候、恐々謹言、

八月廿五日　　祐清（花押）

豊後上座

（折裏奥書）

「寛正三　九　五

自二新見一、御成御礼百疋進上、書状等、但未レ到也、委細折帋有レ之、」

○用語などの注釈

三職方より　＝　三職注進状（イ二〇三・岡三）がある。主な内容は、①「御代官」の「御下向」がめでたい。②東寺から命令されたことを百姓に命じたら、百姓は相談して返事をするといっているので、きつく命じて、次には報告する。③将軍義政さまの東寺御成は大変めでたいので、一貫文の御祝いを進上する

御成　＝　将軍足利義政が東寺に参詣すること。将軍接待のため多額の費用が必要。東寺は諸国の荘園に段別二百文の段銭を賦課した。これを公方様御成段銭という

御礼　＝　礼銭のこと。ご祝儀

百疋（ひき）　＝　一〇〇〇文（一貫文）。一疋は一〇文

豊後上座　＝　宝俊（最勝光院方公文職）。豊後は宝俊の国名

○祐清注進状❸の現代語訳

三職より、将軍足利義政さまの東寺御成に就いて、礼銭として一貫文をお送りするでしょう。今すぐにも送るべきなのですが、京上夫が担う荷物を多いので、次の機会に上すことにいたします。このことをご理解くださって、御披露ください。恐れながら謹んで申し上げます。

八月二十五日　　祐清（花押）

豊後上座（最勝光院方公文職宝俊）へ

（この書状を受取った東寺側のメモ）

新見より将軍足利義政さまの東寺御成の礼銭一貫文を進上について。書状等は、但しまだ到着していない。詳しい事情の手紙が（別に）ある。

(4)祐清注進状❶❷❸に対する東寺の対応（最勝光院方評定引付の記事や東寺書下）

○け一三（岡八二三）、寛正三年最勝光院方評定引付九月五日条

「一、自二新見庄一、了蔵上二洛之一、并祐清・三職以下注進状等、令レ披二露之一候、仍拾貫文到来候、（中略）書下等文言条目等、大概御治定了」

門指の了蔵が上洛する際、祐清注進状が届けられた。寛正三年八月二十五日出立、九月五日京着（八月は小、一〇日間）。了蔵と京上夫の持参物は、祐清注進状❶（ト一一五）❷（ト一一六）❸（ゆ二九）、三職注進状（イ二〇三・岡三）、年貢送進状（『教』一六九五）、銭五貫文と割符（五貫文）。東寺書下が用意されたが、現存しない。

# 2. 寛正三年十一月一日発、十一月十六日京着の三通と百姓等申状二通

(1)祐清注進状❹ゆ七〇（岡一一四三）、寛正三年十一月一日、宛所
東寺公文所上座

①態注進申候、此間、京都物忩之由、色々承候、就二徳政事一、寺家様之御事、惣別、何事共御座候哉、万無二御心元一候、次御年貢之寺納、可レ申候処ニ、ゐ中も、徳政事ニ、以外ニ物忩候て、路次も留候間、夫をも不レ進候、去月之十六日、夫上候処ニ、路次物忩候て、罷上候者とも、あまた物とも、被レ取候と申候て、路次より罷帰候間、不レ及レ力候、余ニ御年貢おそく上申候事、一向ニ、我らか疎略とおほしめし候ハんする間、先為二案内一、中間を一人上二進之一候、此御さ右ニより、軈而、道も静ニ候者、御年貢、尚々、運送可レ申候、只今も、先此使ニ割符肆、進上申候、漆をも納置候へ共、今度夫ニ上可レ申候、了蔵罷上候て後に、地下ニ公事辺事共多々候て、迷惑仕候しかとも、何も無為仕候、委細之趣、此使ニ能々御尋あるへく候、

②一、御年貢催促事、三職方無二疎略一、毎事、代官之下知ニ随申、未進なきやうニ、堅可レ被二催促一候由、可レ被二仰下一候、去年未進多々候事ハ、一向三職方疎略之由と、おほしめし候よし、可レ被レ仰候、寺家を一大事と可レ存候処、毎事無沙汰候て、剰地下と一躰ニなり候て、よろつ御事、百姓ニゆわせ候間、曲事候、我ら方へも、三職方へも、御年貢おそく寺納申候由、御せつかん状（折檻）、下可レ給候、

③一、高瀬・中奥百姓等、損免之事候て、御年貢を押て、侘事仕候、我らこれにて、色々申候へ共、更承引不レ仕候、余ニ申候間、三分一免へき由、申候へハ、地頭方之ことく、三分二を御免候ハすハ、中々、頭足を、もかれ申候とも、御年貢ハ一銭も、不（ママ）進まじき由申候て、一身同心候、起請をかき候間、是非なき次第候、如レ今者、半分御免候とも、承引仕ましきかと存候、三職方も、此分申候、乍レ去、三職方へハ、為二寺家一、いかほと御免候よしをハ、被二仰付一ましく候、地下と一躰の事候間、御免の上ニ、尚々、ふかたつて（深か立って）可レ被レ申候間、一向ニ御免あるましきよし、可レ被レ仰候、当年、御領より、損免之事申在所なき所ニ、当庄より如レ此申候ハ、一向ニ百姓等緩怠と、おほしめし候よし、可レ被レ仰候、今年やかて御免候てハ、後年も可レ申候間、寺家より御免なき所を、かくニ仕、いかやうにも了簡仕候て、三分一を免やうニ仕度候、里村百姓等、損免事申候しかとも、色々申候て、はや申伏候、高瀬・中奥之事、以外候間、如レ此申候、百姓のさのミの緩怠にてもなく候、可レ然様ニ、可レ蒙レ仰候、

④一、夏麦未進事、当年れんさいと申物ふり候て、悉々損候間、了蔵ニわひ事仕、相残候分をハ、了蔵免置候由、百姓等申候、実ニさやうニ候哉、御尋候て、可レ被二仰下一候、

⑤一、京上夫事、十二人分を堅申付候へハ、八人を以、御免候て、御扶持候へと申候、我ら承引不レ仕候、尚々堅可レ被二仰下一候、

⑥一、去年一献料事をも、催促仕候へハ、御免状下候間、平ニ、わ

ひ事可レ申候由、申候、いか、可レ仕候哉、可レ被二仰下一候、
⑦一、去年漆之未進事、誰かまへニ、いかほとあると申事、未進帳ニ見えす候、両上使ニ御尋候て、注可レ給候、
⑧一、当年夫を一人、去年上使上落之時、とりこし候て、上候由申候、去年ハ夫八人までも、上ましく候処ニ、当年夫を一人とりこし候事、曲事にて候、乍レ去、百姓等虚言申候か、御尋候て、可レ被二仰下一候、
⑨一、了蔵在庄所間、当年夫ハ三人、上候かと存候処、四人と地下ニ申候、実候哉、承度候、我らか心得ハ、三人と存候、委注可レ給候、
⑩一、先度も注進申候ツ、田所職公事辺事、其後、度々、我ら方へ色々申候へ共、於京都、事既落居候上ハ、中々承ましく候よし、堅申候間、去九月六日、父親三人なから家をあけ候て、伯岐（伯耆）守護代憑候て、当庄へ勢使を可レ仕由申候て、地下のさわき（騒ぎ）、以外ニ候間、我ら彼国之守護代方へ罷越候て、申候子細者、誠ニ候哉、承候へハ、大田方御合力候て、当庄へ御勢あるへきよし承候、万一、さやうの事候て、当毛をも不レ見レ損候者、御年貢之寺納あるましく候、さやうに候者、公方様之御祈禱留候て、訴訟被レ申候者、乍レ恐、於二京都一、山名之律専、御しやうかい（生涯）にてあるへく候よし申候て、色々おとし（脅し）候間、けにもとや思候て、弓矢八幡立候て、さやうの子細存知不レ仕候由、申候て、軈而大田方合力之事、遠慮仕候間、大田取手ニはくれ、其後我らニ手をすり候間、金子方へ口入仕候て、田所職内田を三反、わけ候て、大田ニやり候て、始終共ニ地下無為になし候間、毎事目出度候、返々御年貢おそなわり候よし、三職方へ、堅可レ被二仰下一候、如レ今者、当年も御年貢之未進、あるへく候間、迷惑此事候、諸事地下躰、此使ニ能々御尋可レ有候、毎事、重而注進可レ申候哉、恐惶謹言、

十一月一日　　祐清（花押）

東寺 公文所上座

⑪（尚々書）

此使、いかにも早々ニ、御下候て可レ給候、御さ右ニより、軈而夫を可レ進候、御心得候て、御返事やかて御申候て、可レ給候、

○用語などの注釈

①の部分

・徳政 ＝ 徳政一揆。農民などが借金の帳消しを求めて金融業者の土倉や酒屋を襲う。農民が主体なので、土一揆（つちいっき）ともいう。九月十一日土一揆蜂起（『蔭涼軒日録』）、土倉に放火をして下京の三十余町が焼失（『大乗院寺社雑事記』）。十月下旬土一揆やまず。赤松政則の活躍で鎮定。土一揆大将の蓮田処刑

・夫（ふ） ＝ 新見から京都へ向かう京上夫

・われら ＝ 祐清のこと。祐清注進状では祐清自身を「われら」「我ら」という

・疎略 ＝ いい加減な扱いをすること。怠慢

・中間（ちゅうげん） ＝ 祐清に従っていた下人。彦四郎と兵衛二郎（祐清殺害の時に死ぬ）

・御さ右（そう）ニより ＝ 左右（そう）は、あれかこれかのなりゆき、ことの様子。天下の状況次第で

・軈而（やがて） ＝ すぐに

・割符肆（さいふ、四） ＝ 割符（さいふ）には、在地から京都へ送る「紙片の割符」と割符商人が扱う「上り荷」の両方の意味があるが、ここでは前者。「紙片の割符」を受取った東寺は、指定の割符商人に提示し、「上り荷」が届いていれば現銭を受取ることができる。多くの場合割符一は一〇貫文（現在の七〇万円くらい）。肆は、四の漢数字

・御扶持候へと侘事仕候 ＝ お助け下さいと嘆願いたしました

②の部分

・三職（さんしょく） ＝ 領家方新見荘の下級荘官の田所・公文・惣追捕使。

・寺家（じけ） ＝ 東寺

・無沙汰（ぶさた） ＝ 実行しないこと。特に年貢を納めないこと

・剰（あまつさえ） ＝ それにくわえて。さらに。とくに

・せっかん（折檻） ＝ こらしめること

③の部分

・損免 ＝ 不作による損害に対する年貢の減免。減免率

・詫事 ＝ （百姓が）窮状を訴えて、年貢の軽減などを嘆願すること

・一身同心 ＝ 一味同心。起請文を燃やした灰を混ぜた水を飲んで心を一つにすることから、一致団結する意味

・起請 ＝ 起請文。誓約をしてそれに違うと罰を受けるとする

・緩怠（かんたい） ＝ 怠慢

・高瀬・中奥之事、以外候間、如此申候、 ＝ Aサ三四八、十月十四日、新見荘高瀬・中奥百姓等申状とBサ一〇六、十月十九日、新見荘高瀬・中奥百姓等申状

④⑤⑥⑦の部分

・了蔵 ＝ 東寺の門指（かどさし、下級職員）。寛正二年九月二十四日に下着し、寛正三年八月二十六日まで在荘した定使

・「れんさい」 ＝ 新見地域の方言カ。「大霜」のことカ

・京上夫 ＝ 新見から京都へ年貢や公事を運送する人夫

・一献料 ＝ 礼銭。何かの負担を免除してもらう代わりに支払う銭

・両上使 ＝ 寛正二年十月二十二日に下着し、十二月二十三日まで在荘した上使、祐成と祐深の二人

・去年漆之未進事、誰かまへニ、いかほどある ＝ 去年の漆の未進を誰がどれだけしているのか。この報告が、『教』一六九七、公文所注文・書下写にある（「去年新見庄漆未進之事」）

⑧⑨の部分

・去年上使上洛之時 ＝ 寛正二年十二月二十三日に上使の祐成と祐深が上洛

・とりこし候て ＝ 繰り上げて

・地下（じげ）＝村あるいは百姓

⑩の部分

・田所職公事辺＝領家方新見荘の三職の一つ、田所職を金子衡氏と大田直高が争ったこと。公事は訴訟

・父親三人ながら＝大田中務直高とその父と子カ

・伯耆国守護代＝守護は山名教之。守護は在京しているので、その代官が守護代

・勢使（せいづかい）＝軍勢を動かすこと

・当毛（とうげ）＝毛（け）は稲穂のみのりの意。今年の作毛（さくげ）

・公方様＝将軍足利義政

・山名之律専＝山名教之

・しやうがい（生涯、生害）＝殺すこと。自殺すること。死ぬほど辛いめにあうこと

・取手＝捕り手

・手をすり候＝もみ手をして懇願する

・口入（くちいれ）＝仲介をたのむこと

・おそなわり＝遅くなること

⑪尚々書の部分

・此使＝祐清の中間（ちゅうげん）彦四郎、あるいは兵衛二郎

・御さ右（そう）ニより＝天下の成り行き次第

〇祐清注進状❹の現代語訳

①ことさらに注進申し上げます。この間、京都で騒動が起こったとのことを色々と聞き及んでいます。徳政一揆があったとのことですが、東寺様の方では総じて何かお困りになるような事がございましたでしょうか、さまざまに心もとなく心配をしております。次に年貢寺納のことですが、東寺様へ年貢を納めるべきなのですが、田舎でも徳政一揆があり、大変物騒で、京都への道も途中で止まっているので、人夫も進めることができません。先月の十月十六日に人夫を京に上らせたところ、道の途中が物騒で京上しようとしたものの、たくさんの物を取られたと言って、道の途中で帰ってきたので、しかたがありませんでした。あまりに年貢の京上が遅くなったことについて、まったくわれらがいい加減な扱いをしたと思われてしまうので、先ずは斥候としてわたしの中間の一人を京にむかわせました。こうしてあれこれするうちに、すぐに道も静かになったならば、年貢をなおいっそう運送いたしましょう。只今も、先ずこの使いに割符を四つもたせて進上します。漆も納め置いているのですが、（この使いには持たせられなかったので）今度の人夫に持たせて上らせましょう。了蔵が京都に上った後に、村のなかでもめ事が多く起こって迷惑していましたが、何事も起こらず平穏です。詳しい内容については、この使いによくよくお尋ねください。

②一、年貢催促の事。「三職は疎略なふるまいをせず、いつも代官の命令に従い、年貢の未進がないように、厳重に百姓に催促をするように」と、東寺さまの方からご命令してください。「去年の年貢

未進が多かったのは、まったく三職がおろそかな扱いをしたことが原因だと思っている」と、おっしゃってください。「東寺のことを一番大切に思わなければならないところ、いつも年貢の納入を怠って、さらには百姓と一体になって、よろずのことを百姓に言わせているのは、けしからん」。わたしの方にも、三職の方にも、「年貢の寺納が遅い」と、折檻する書状をお下しください。

③一、高瀬・中奥の百姓等が、損亡による年貢の免除を願い、年貢を押し込めて、窮状を訴えて年貢の納入を勘弁してほしいといいます。われらがこれに対して、色々と言いましたが、どうしても納得しません。百姓らがあまりに訴えるので、「三分の一を免除しよう」と言ったところ、「地頭方のように、三分の二を免除してくれなければ、なまじっか、頭や足をもがれたとしても、年貢銭は一銭たりとも進上できません」と言って、一味同心をして、起請文を書いたので、どうしようもない状況です。今のような状況では、年貢を半分免除しようと言っても、納得しないと思います。三職も同様に申しています。しかしながら、三職へは「東寺としてはこれ位の分を免除しよう」とおっしゃってはいけません。三職は百姓と一体となっているから、（もし免除したならば）免除した上に、さらに深く立ち入って免除するようになるので、「まったく免除することはできない」とおっしゃってください。「今年は、東寺領のほかには、損免を要求する在所はないのに、この荘園からこのように要求があるのは、まったく百姓等が怠慢でけしからんと思っている」とおっしゃってください。今年すぐに免除されては、後の年にも同様に要求するだろうから、東寺様からは免除の許しがでないところを、このようにして、なんとしても百姓が承服するように、三分の一の免除にしたいと思います。里村百姓等が損免の要求をしましたが、色々と言ってやって、早々と申し伏せました。高瀬・中奥の事は、もってのほかの損亡なので、このように申します。百姓ばかりがそのようにけしからんわけでもありません。ふさわしい言い方でおっしゃってください。

④一、夏麦未進の事。今年は「れんさい」というものがふって、夏麦はすべて損じたので、（上使として下向していた門指の）了蔵に損免を願い出て、納めなければならない年貢の残り分を、了蔵が免除してくれたと、百姓等が言っています。実際はそのように処置されたのでしょうか。了蔵に尋ねてくださって、ご命令下さい。

⑤一、京上夫の事。（一年間に）十二人分を果たすように百姓に厳密に申しつけたところ、年間八人分に減免し、助けてほしいと言ってきた。われわれはそれを承服していません。なおさらに、厳密に命じて下さい。

⑥一、去年の一献料の事も、催促をしますと、免状が下されているので、なにとぞ（ご容赦くださいと）嘆願しましょうと言っています。どうしましょうか。ご指示ください。

⑦一、去年の漆の未進の事。どの百姓にどれだけの未進があるのかということが未進帳に記してありません。二人の上使（祐成・祐深）に尋ねて頂き、注進して下さい。

⑧一、今年分の京上夫を一人、去年に上使が上洛する時に、繰り上

げて上洛させたと（百姓等は）言っている。去年は京上夫を八人までも上洛させることができなかったのに、今年分の京上夫を一人繰り上げたとのことは、けしからんことである。しかしながら、百姓等が嘘を言っているのか、尋ねてくださり、おっしゃってください。

⑨一、了蔵が在荘の間は、その年の京上夫は三人上洛したと思っていたが、四人だと百姓は言っている。事実だろうか。お聞きしたい。われらの心得では、三人だと思っています。詳しく注進してください。

⑩一、かつても注進申しました田所職訴訟について。その後たびたび我等の方へ（大田方が）色々と申しましたが、京都においてその件については決着がついている以上は、とうてい（大田方の要求を）受け入れることはできないと頑強に申しましたところ、去九月六日に父親など三人とも家をあけて、伯耆国の守護代に頼み込んで新見荘へ軍勢を派遣すると言って、村人たちの騒ぎが大変だったので、我らは伯耆国の守護代のところに罷り越して、申したことは、「誠にそのようでしょうか。聞くところによれば、大田方に加勢して当荘へ軍勢を派遣すると聞いています。万一、そうしたことが起って、今実っている稲を見ないで損じてしまったならば、年貢を寺納することができません。そうなると、将軍足利義政様のためのご祈禱が滞り東寺から訴えが起こされたならば、恐れながら、京都において、伯耆国守護の山名教之が急度とんでもない窮地に追い込まれるでしょう」と言って、色々と脅しましたので、（守護代は）「その通りであろうか」と思い、「弓矢の神である八幡大菩薩に誓って、そのように（大田方に加勢を）することは考えていない」と申して、すぐに大田方に加勢することを遠慮いたしました。そこで、大田は支援の手を得られず、その後に我らにもみ手をして懇願してきたので、金子方に仲介をして、田所職の内の田を三反分けて、大田に与え、すべて村が平穏無事になりました。ことごとにめでたいことであった。繰り返しますが、年貢の京進が遅くなっていることを三職方に厳密におっしゃってください。今時分になれば、今年の年貢の未進があるでしょうから、迷惑といえばこのことです。諸事や村の様子は、この使いによくお尋ねください。ことごとに、重ねて注進申し上げるでしょう。恐れながら謹んで申し上げます。

⑪（尚々書）この使いをどのようにしても早々に（こちらに）下るようにしてください。どうにかしてすぐに京上夫を上洛させます。ご理解くださって、御返事をすぐにしてください。

（寛正三年）十一月一日　　祐清（花押）東寺公文所上座さま

⑵高瀬・中奥百姓等申状二通

Aサ三四八（岡五七二）寛正三年一〇月一四日、高瀬・中奥百姓等申状、宛所新見領家御代官

畏申上候、　　抑、
そんまう（損亡）の事、渡々（度々）わひ事申上候へ共、御せういん（承引）なく候、今渡（今度）の御あかり（上がり）に御けん見（検見）候て、御扶持も候へと申候へ共、其儀も御座なく候て、御年貢御さいそく（催促）と仰候て、御せつかん（折檻）めされ候間、けいくわい（計会）仕候、可レ然様に御ちうしん（注進）めされ候て、地頭分なミに

御ふち（扶持）候ハヽ、畏入候へく候、いかにも御ふち候ハてハ、御年貢・御公事つとめ申かたく候、恐惶謹言、

十月十四日　　　高瀬中おく御百姓等

新見領家御代官人々御中

○用語などの注釈

・そんまう（損亡）＝水旱損などで農作物が被害を受けること
・わひ事（侘事）＝嘆願する。ここでは年貢の減免の要求
・御けん見（検見）＝農作物の出来具合を調べること
・けいくわい（計会）＝やりくりがつかず困窮している

○Aの現代語訳

畏まって申し上げます。さて、農作物が被害を受けたのでたびたび年貢を減免してほしいと嘆願いたしましたが、受け入れて頂けません。「今度の（高瀬・中奥へ）あがられる時に、農作物の出来具合を調べてくださって、年貢を減免してください」と申しあげましたが、そうしたこともなく、「御年貢の催促だ」とおっしゃって、御折檻をされるので、やりくりがつかず困窮しています。この状況にふわしい物言いで（農作物の被害が多大であることを東寺様に）御注進して頂き、地頭分のように年貢の減免をして頂ければ、かしこみ入ります。なんとしても年貢の減免をして頂けなければ、御年貢や御公事をつとめることができません。恐れながら謹んで申し上げます。

十月十四日　　高瀬中おく御百姓等

新見領家御代官人々御中

Bサ一〇六（岡三六四）寛正三年一〇月一九日、高瀬・中奥百姓等申状、宛所新見領家御代官

畏申上候、　　抑、

当年ハ長雨ふり候て、田畠共にさうたち（早立ち）候処に、八月廿八日の夜、九月二日の夜、大霜ふり候て、悉そんし（損）候間、御けん見（検見）候へと申上候を、めされす候、又渡々（度々）わひ事申候も、いまた御扶持なく候、地下けいくわい（計会）仕候を、御ちうしん（注進）あるへきよし承候間、畏入候、可レ然やうに御申候て、地頭分なミに御ふち（扶持）あるへく候、恐惶謹言、

十月十九日

新見領家御代官人々御中　　　高瀬中おく御百姓等

○Bの現代語訳

畏まって申し上げます。今年は長雨が降って、田も畠も「そうだち（早立ち）」になった上に、八月二十八日の夜、九月二日の夜に大霜がふって、ことごとく損じてしまったので、検見（農作物の出来具

合の調査）をしてくださいとお願いしましたのに、してくださいませんでした。また度々年貢の減免をお願いしましたが、いまだ減免していただけません。百姓はやりくりがつかず困っていることを（東寺へ）御注進くださるとのことを聞いていますので、かしこみ入ります。しかるべきようにおっしゃってくださり、地頭分と同様に年貢の減免をしてください。恐れながら謹んで申し上げます。

十月十九日

新見領家御代官人々御中　　高瀬中奥御百姓等

(3)祐清注進状❺サ三五一（岡五七五）、寛正三年十一月一日、宛所東寺公文所上座

返々申入候、損免事、可レ然様ニ御談合候て、せめて半分御免候ハすハ、中々承引仕ましく候、地頭方ハ立田の上にて、けんミ（検見）候て、はや三分二を免置き候、我らにもけんミ仕候へと申候間、御年貢のさいそく（催促）ニ、事おそせ（寄せカ）候て罷上、よそなから見候へハ、余ニ悉々散々式候間、中々見候てハ不レ可レ然候間、京都へ注進仕候ハてハ、私として是非をさためかたきよし申候へとも、御年貢を一向沙汰をいたさす候間、三分一を免へきよし申候へ共、中々其分にて承引申ましきよし申候間、不レ能二了簡一候、半分をも御免候て、其余をさいそくをいたすへく候、能々可レ被二仰下一候、此等之趣、御念比ニ可レ頂二御披露一候、恐惶謹言、

十一月一日　　祐清

備中国新見より

東寺公文所上座

（尚々書）公方様御成、御きけん（機嫌）もよく御座候て、毎事目出度御座候哉、又御領も参候哉、委細承度候、

○祐清注進状❺の現代語訳

繰り返しますが申し入れます。損免の事は、然るべきようにご相談くださって、せめて半分の免除をしていただかなくては、（百姓は）容易には承服しないでしょう。地頭方は現場の田地に立って検見をして、すでに三分の二の減免が決定しています。われらに対しても検見をしてくださいと願っているので、年貢の催促をするふりをして現地に行き、よそを見るふりをして（作柄を）見ると、あまりにもことごとくに散々な様子なので、安易に（作柄を）見てしまってはよくないので、「京都に注進しないままで、私の一存でどうするかを決めがたい」と言ったのですが、（百姓は）年貢をいっさい納めないので、「三分の一の減免をしよう」と言ったのですが、「容易にはそれでは認められません」と申しますので、合意ができませんでした。半分の免除をして、もう少しは催促しましょう。よくよくおっしゃってください。これらの内容を丁寧にご披露してください。恐れながら謹んで申し上げます。

将軍足利義政さまの東寺へのお成りは、ご機嫌良くいらっしゃって、ことごとくにめでたくなさっていらっしゃるでしょうか。また、

日野富子さまもいらっしゃったのでしょうか。詳しく伺いたいものです。

（寛正三年）十一月一日　　備中国新見より　祐清（花押）

東寺公文所上座さま

⑷祐清注進状❻サ三五〇（岡五七四）、（寛正三年）十一月一日、宛所東寺公文所上座

田所職支証之案文、大田中務寺家ニ置申候由、承候、此便宜ニ下可レ給候、彼公事はや道行候て、中務所持仕候、本支証悉々金子方へ返候間、若一通も残置候事も哉候ハん、これにて見あハせ候て、不レ残請取へく候よし申候、返々下可レ給候、同金子も悦喜可レ申よし、我らニ此間、連レ此由申候へ共、無二便宜一候間、只今如レ此申候、相構々々たしかに下可レ給候、毎事重而可レ申候、恐々謹言、

十一月一日　　新見政所より　祐清（花押）

東寺
公文所上座

○祐清注進状❻の現代語訳

田所職の証拠書類の案文（写し）を大田中務直高が東寺に預け置いたとのことを聞きました。この機会にそれをこちらに下していただきたい。あの訴訟（大田が田所職に付きたいという訴え）はすでに決着がついていて、大田中務が所持していた田所職の書類はすべて金子方に返すので、もし一通でも残し置いてはいなかと（思い）、こちらも点検して残らず書類を受け取りたいと（大田に）申しました。たびたび申しますが、（田所職の証拠書類の案文を）下していただきたい。同じく金子衡氏も喜ぶでしょう。金子は、わたしに先日、うれしいことだと申しましたけれど、ご連絡する機会がなく、今このように申しあげています。どうぞたしかに（田所職の証拠書類の案文を）下し頂きたい。いつものように重ねて申しあげます。恐れながら謹んで言上します。

（寛正三年）十一月一日　　新見政所より　祐清（花押）

東寺公文所上座さま

⑸祐清注進状❹❺❻に対する東寺の対応

（ⅰ）け一三（岡八二三）、寛正三年最勝光院方評定引付十一月十七日条

「一、昨夕自二新見庄一、代官祐清中間男一人上洛、人夫事者、備前・播磨徳政蜂起之間、不可云々、仍年貢割符進上候、祐清申状并三職書状、令二披露一了」、寛正三年十一月一日出立、十一月十六日京着（一六日間）。以下のような内容である。

十一月十六日夕刻、祐清の中間一人が上洛した。備前・播磨の徳政蜂起により年貢を運ぶ人夫が出せないので、祐清の中間が年貢の割符と祐清注進状と三職注進状（これは現存せず）を持参した。それに対して東寺はこの二通への返事として書下をそれぞれ

用意した。

(ii)祐清への東寺書下案（これは現存せず）

(iii)三職への東寺書下案（ゆ函三二・函一一〇九）

本文の内容は、①〜⑧に要約できる。①十一月三日の注進状が十六日に京着した。②徳政蜂起による路次難治を了解した。③将軍足利義政の八月二十二日の東寺御成の祝着。三宝院・管領・諸大名・勢州様が供奉した。④去年未進や今年年貢無沙汰は、現代官が不案内なので、責任は三職にある。「御代官」とともに心を一つにして催促せよ。⑤「御直務」となったのは公方様の肝煎である。⑥高瀬・中奥の損亡については、「御代官」に報告せよ。⑦去年、上使祐成・祐深が下向した時の違割符の残分について、金子方の無沙汰は言語道断である。上使二人の書下を送る（『教』一六九七）。⑧割符により年貢進上の時は、京都で現銭が調達できるものを探して送るようにせよ。

## 3．寛正三年十一月十四日発、十一月二十五日京着

(1)祐清注進状❼ゆ三〇（函一一〇七）、寛正三年十一月十四日、宛所東寺公文所上座

（封紙ウワ書）

「（追筆）『寛正参　十一　廿五到着』　備中国新見庄領家政所

東寺公文所上座　祐清」

送進備中国新見庄領家方御年貢銭事

合拾貫文者

漆大桶一

先度御割符四、肆拾貫文上申候、参着候哉、御返事未レ下候、無二御心元一存候、慥ニ何も、御請取下可レ給候、次先度、委細申候、高瀬・中奥之損亡之事ニ、御年貢一向押置候て、沙汰不レ申候、返々申付候て、且ニ沙汰をいたし候へ、少分なりとも御免なき事、あるましきそと申候へ共、三分二を御免候ハすハ、一向不（ママ）進ましきよし申候間、緩怠無二是非一候、以前注進如レ申候、半分計も御免候ハてハ、きと道行かたく候、いかやうとも御念比ニ被二仰下一候て、御年貢催促いたすへく候、随自、先度之中間者、京都ニ逗留仕へき子細候間、御返事さためておそく可レ下候、此夫の御返事ニ、損免之事、委細可レ被二仰下一候、聽而、来月、夫可レ進候、毎事、重而注進可レ申候、恐惶謹言、

霜月十四日　備中国新見領家政所

祐清（花押）

東寺公文所上座

○用語などの注釈

・送進………事 ＝ 事書という。「送進す………の事」、或いは「………を送進する事」と読む

・合……者 ＝「合わせて………てえり」と読む。「全部で………である」の意味

・肆 ＝ 四の漢数字

・慥ニ（たしかに） ＝ まちがいなく

・何も（いずれも） ＝ 結局。とにかく。いずれにしても

・委細（いさい） ＝ くわしく。万事

・高瀬・中奥之損亡之事 ＝ サ函三四八、十月十四日、新見荘高瀬・中奥百姓等申状 と サ函一〇六、十月十九日、新見荘高瀬・中奥百姓等申状

・一向（いっこう） ＝ まったく

・且ニ（かつがつに） ＝ とり急いだ気持を表わす語。とりあえず。急いで

・あるましきそ（あるまじきぞ） ＝ きっとあるはずがない。あってはならない

・緩怠（かんたい） ＝ 怠慢

・無是非候（ぜひなくそうろう） ＝ どうしようもない

・道行かたく候（みちゆきがたくそうろう） ＝ うまくいかない

・念比ニ（ねんごろに） ＝ 心をこめて。手あつく。親身に

・先度之中間（せんどのちゅうげん） ＝ 祐清に従っていた下人。彦四郎と兵衛二郎のどちらか

・さためて（定めて） ＝ きっと

・夫（ふ） ＝ 新見と京都を往還する京上夫

・損免 ＝ 不作による損害に対する年貢の減免。減免率

・軈而（やがて） ＝ すぐに

・毎時（まいじ） ＝ また、事のあるたびに

○祐清注進状❼の現代語訳

備中国新見荘領家方御年貢を送進する事

合わせて 拾貫文 である

漆大桶一

前回、御割符四（四十貫文分）を送りました。着きましたでしょうか。御返事がいまだに頂けませんので、不安です。まちがいなくなにとぞ、御請取状をお下しください。次に前回に詳しく申しました高瀬・中奥の年貢免除の事ですが、（百姓は）御年貢をまったく押しとどめて出しません。何度も何度も申しつけて、「取り急ぎ年貢を出しなさい。少しの減免もしない。決して減免措置はしない」と申しましたが、（百姓は）「三分の二を減免して頂けないのなら、絶対納めません」と申すので、（百姓の）怠慢な態度には打つ手がありません。以前に注進状で申しましたように、半分ばかりの減免をしないと、きっとうまく行きません。ぜひとも丁寧にご命令を下されて、御年貢を催促してください。そこで、前回の中間（ちゅうげん）は、京都に逗留する用事がありますので、（東寺さまからの）御返事はきっとおそく届くことになるでしょう。（そこで）この京上夫に託す御返事に損免の事（半免にするかどうかということ）をくわしくご命令ください。すぐに（また）来月、京上夫を上洛させます。いつでも重ねて注進申します。恐れながら謹んで申します。

十一月十四日　　備中国新見領家政所　祐清（花押）

東寺公文所上座さま

さらに申し上げます。この御返事に損免について万事ご命令ください。前回の御返事はまだ下っていません。

(2)祐清注進状❼に対する東寺の対応

(i)け一三（岡八二三）、寛正三年最勝光院方評定引付十一月二十六日条

「一、新見庄重人夫、一人進之候、漆大桶一、符〈拾貫文〉運上之、披露候処、人夫一両日令二逗留一、書下可レ被レ下云々、同請取当年分、可二仰付一云々」、寛正三年十一月十四日出立、十一月二十五日京着（一二日間）。「書下」は東寺書下である。祐清注進状❼と三職注進状（現存せず）の二通が東寺に送られ、それに対する祐清宛てと三職宛ての東寺書下二通をこの京上夫が新見荘に持ち帰った。それぞれ案文が残る。前者はゆ七三（岡一一四六）で、後者はゆ三一（岡一一〇八）である。

(ii)東寺書下案（ゆ七三、岡一一四六）、寛正三年十一月二十八日、宛所祐清新見庄政所殿

（端裏書）
「祐清　新見庄政所殿　御返事」

当月十四日御注進状、同廿五日到着候、

一、御年貢銭拾貫文〈割符〉運上、御目出度候、仍請取別帋進レ之候、

一、漆大桶一、進上候、同請取別帋進候、此漆いかほと候分済を、無二御注進一候、無二心元一候処、御念比ニ升合の数を可レ承候、

一、先立、御年貢割符、あまか崎・山崎なとニ候て、種々煩共候、さ候間、公平多入て候、於二向後一者、如レ此、煩なる割符を給候て、非分の入息をは国より可レ有二其沙汰一候之由、可レ申旨候、

一、去年々貢等、堅御催促候へく候、仍運上之時者、去年・当年分を、御書わけ候て、御進上候へく候、以前も此分申候、

一、以前御使者、依二割符煩一、留置候、雖レ然、彼私之所用候とて、伊勢辺々下候、以前御返事をハ、彼人下向之時、可レ被二仰付一候、其分可レ得二御意一候、尚々御年貢諸公事物等、早々年内ニ、悉可レ有二御寺納一候、条々、無二御等閑一候条、寺家様御悦喜之由、能々可レ申旨候、謹言、

十一月廿八日　　――

○用語の注釈

・公平（くびょう）＝年貢。ここでは費用の意味

・割符煩（さいふのわずらい）＝割符を「割符屋」に持参して現銭化しようとすると、まず「裏書」をしてもらわなければならない。「裏書」は「紙の割符」とセットになっている「上り荷」が「割符屋」に到着することで実現する。煩いというのは、その「裏書」がしてもらえないことをさす

○内容

箇条書きの内容は、以下の通りである。順に①年貢銭が割符一〇貫

文で運上された。請取状を別紙で送る。②漆大桶一の請取。請取状進上。漆の容量を申告するようにせよ。③高瀬・中奥の損免は三分の一に決定。④年貢割符の決済先が尼崎・山崎であることは費用が多くかかるので不満。今後は煩いのない割符を送進するようにせよ。⑤一昨年の年貢を厳しく催促せよ。運上の際、去年・一昨年の区別をするようにせよ。⑥十一月一日に割符四つを運んだ祐清の中間は伊勢参り行った。彼が下向するときに以前の返事を持たせる。年貢等は年内に全部寺納せよ。年貢・公事物はすべて今年中に納めよ。

(iii)東寺書下案(ゆ函三一、岡一一〇八)、寛正三年十一月二十八日、宛所三職

○内容

①高瀬・中奥の損免は三分の一に決定。②去年の年貢・公事が一切進納されていないのはけしからん。三職の怠慢ではないか。早々運上せよ。③今年の年貢・公事は皆済するように厳重に命令せよ。

※二つの書下の内容に違いがある。祐清の返事には割符と漆の請取があるものの、三職には年貢の未納を責めている。

## 4. 寛正三年十二月十三日発、十二月二十六日京着

(1)祐清注進状❽え三三(岡九〇六)、寛正三年十二月十三日、宛所東寺公文所上座

①去月廿八日御返事、当月八日下着候、仍御年貢銭弐拾貫文進上申候、地下事外無沙汰申候間、只今、御年貢すくなく寺納申候事、我らか無沙汰様ニおほしめすへく候間、無二御心元一存申候、乍レ去、高瀬・中奥損免之事、無沙汰申候、はや道行候ほとに、只々沙汰仕候、明春ニハ目出度、早々寺納可レ申候、

②一、高瀬・中奥損免事、委細被二仰下一候、さ候間、「三分一御免あるへき」よし、御下知之由、申付候へハ、「中々其分にて候ハ、、以前為二代官一、蒙レ仰候時こそ、領性(領状)可レ仕候へ、三分二御免なくてハ叶ましき」よし、堅申候、さ候間、色々問答仕候て、半分免候て、道やり候、但百姓等ニハ「三分一御免候にて候、其外ハ一粒一銭も御免あるましく候へ共、余ニ堅わひ事被レ申候間、先注進申て可レ見候、定而御免ハあるましきそ、其分心得候へ」と、申付候て、半分免候て、御年貢沙汰申させ候、此御返事ニハ「三分一外ハ、御免あるましく候処ニ、如レ此申候ハ、百姓と代官と一躰ニなり候て申候か、曲事にて候」よし、堅御せつかん(折檻)状、我ら方へ下給へく候、三職方へも、此分可レ被レ仰候、当年安々と御免候て、為二後年之一不レ可レ然候間、如レ此申上候、

③一、去年未進催促候へ共、沙汰不レ申候、先当年分、かいふん沙汰申候て、未進の事ハつめニ一度ニ沙汰可レ申候と申候、いか、可レ仕候哉、但当年分さた申候を、先未進引候て、去年分をすますへく候哉、御返事ニ委細可レ被二仰下一候、

④一、先度、漆升合の事ハ、大桶一ハ定而十合升ニ五升三合にて候、滴人京へ上候も、大桶ハしかと定たるものにて候、さりなから、此漆桶ニ、十合升にて水を五升三合入させられ候て、御らん候

へく候、当年の漆七合斗未進候、其ハ漆納候時、福本方奉行徳分ニ
給つけ候よし申候、さりなからいまた未進にてならす候、
⑤一、豊岡方川成の事申候て、折帋出候て、御年貢無沙汰仕候、其おりかミ上申候、去年御帳ニ不作・川成除定条と候間、是非共ニ御承引あるましきよし、可レ被ニ仰下一候、奥里ニ川成申者、あまた候間、一人を御免候て、皆々口々ニ可レ申候、我らニ色々申候へ共、一制承引不レ仕候、其上豊岡か事ハ、御年貢無沙汰申候て、先度我ら自身、彼者所へ使ニつき候て、堅さいそくをいたし、是非共ニ未進・当毛共、皆済仕候ハすハ、しやうかい（生涯）仕候共、罷かへりましきよし申候間、わひ事仕候て、様々弐貫文沙汰いたし候、当毛・未進過分さた可レ申候か、これならてハ沙汰不レ申候、
⑥一、御年貢の帋ハ、いまた不レ納候間、幸ニ罷上夫にて候ほとに、帋を八束、一貫文にてかい候て、上申候、以上九束ハ寺家へ参候、九束内一束ハ御年貢の帋にて候、書付ことく、まいらせられ候へく候、
⑦一、先度割符、山崎ひろせ大もんし屋にて、うら付を仕候て、京都にて料足可レ度（渡）由、申候ほとニ、取進候処、あまか崎なとまて煩敷候ける、曲事候、以後ハ心得申候、此割符ハ山崎ひろせにてうら付仕候て、京にて料足可レ度候、万一ひろせにて銭度候ハんと申候ハゝ、割符屋より京まて、たちん（駄賃）にて付候へと、堅可レ被レ仰候、為レ其、割符ぬしのそへ（添）状のほせ申候、たちんの事ハ国の割符ぬし、ひろせのさいふ屋へ可レ立よし申候、毎事重而注進可レ申候、
恐惶謹言、

十二月十三日　備中国新見庄より　祐清（花押）

東寺公文所上座

○用語などの注釈

①の部分
・地下（じげ）＝村または百姓
・無沙汰（ぶさた）＝実行しないこと。特に年貢を納めないこと

②の部分
・領性（領状の誤り、りょうじょう）＝承知すること
・道やり＝折り合いをつけること
・わひ事（侘び事）＝嘆願する。ここでは年貢の減免の要求
・曲事（くせごと）＝してはならない、とんでもないこと。にがしいこと。けしからぬこと
・せつかん（折檻）＝叱ること

③④の部分
・かいふん（涯分）＝精一杯。努力して
・十合升（じゅうごうます）＝升は枡（ます）
・徳分（とくぶん）＝得分のこと。利益となる所得

⑤の部分
・川成＝水害により田畑が損じること

・去年御帳 ＝ 永享十年に定めた年貢収納帳
・緩怠（かんたい）＝ 怠慢
・しやうかい（生涯、生害）＝ 命を絶つこと

⑥⑦の部分

・御あつらへ（誂え）＝ 特別注文
・山崎ひろせ大もんし屋 ＝ 山崎は宇治川・鴨川・木津川が合流して淀川になるところの地名、広瀬は山崎のうち南にある地名、大文字屋は割符屋の屋号
・裏付 ＝ 割符を現銭化することができることを割符の裏に書くこと。現銭化できる日付と割符屋の担当者の名を書く
・たちん（駄賃）＝ 旅費などの経費
・そへ状（添状）＝ 割符主が駄賃の拠出するという保証文言を書いた書状

○祐清注進状❽の現代語訳

①先月二十八日の御返事は今月八日に下着しました。そこで御年貢銭二〇貫文を進上します。百姓が思いほか年貢を納めませんので、今は（納めることができる）御年貢は少なく、（少量の年貢銭を）寺納しますことを私が年貢を出し渋っているためだとお思いになるでしょうから、不安に思っています。しかしながら、高瀬・中奥の損免（不作による年貢の減免）の事についてですが、（現在は）年貢はまったく納められていませんが、早急に解決するでしょうから、粛々と年貢の徴収をいたします。来年の正月にはめでたく早々に寺納いたします。

②一、高瀬・中奥の損免について、くわしくご命令を下されました。そこで、年貢の三分の一を免除してやろうとの御下知を申し付けましたが、「なかなかその減免の割合であれば、以前の（管領細川氏被官安富の）代官から命令を受けた時であれば領状（承服）しましたが、（現在の直務であれば）三分の二の減免でなければ納得できません」と堅く主張しました。そこで、色々と議論をし、半分の免除で折り合いを付けました。但し、（この議論の過程を申しますと）百姓に対しては「三分の一の減免である。これ以外は一粒一銭であっても免除できないが、あまりにひどく嘆願するので、まずは（東寺さまに）注進してみよう。そのように心得なさい」と（しかし）きっと免除してもらえないであろう。そのように心得なさい」と申し付けた上で、半分の免除にして御年貢を出させることにしました。この注進状の御返事には「三分の一のほかには免除の割合はないのに、このように言ってくるのは、百姓と代官とがしめしあわせているのではないか、けしからん」と厳しい叱り状を私へ下してください。三職の方にもこのように折檻してください。今年、簡単に免除の割合を増やしてしまっては、後年のためによろしくありませんので、このように申しあげています。

③一、去年の未進を催促しましたが、（百姓は）出しません。（百姓は）「まずは今年の年貢をせいいっぱい納めて、未進については最終段階で一度に処理しましょう」と言っています。どうしたらよいのでしょうか。それとも今年分の納入分からまず未進を差し

引いて、去年分を済ましたことにするべきでしょうか。御返事にくわしくご命令ください。

④一、以前の漆の升合（内容量）の事について、大桶一の内容量の決まりは、「十合枡」を使用して五升三合です。商人が上洛して商いをする際も、大桶一の内容量は規定の通りです。しかし、このたびの漆桶に「十合枡」で水を五升三合分入れてみて下さい。（そうすると内容量が少ないのに気づきます。結果、）今年の漆は七合ばかり未進となります。（しかし）その不足分は漆を納める時に（三職の惣追捕使である）福本盛吉が奉行得分（徴収役としての所得（わけまえ））として頂いたと申しています。しかしながら、今のところ未進であって納められていません。

⑤一、豊岡方が川成（水害による不作）について、書状で訴え、御年貢の未進をしています。その書状を京進いたします。去年の御帳（永享十年帳）には「不作・川成除定条」（不作と川成になった田地から年貢を除くかどうかという規定）があるので、絶対に御許可できないと仰せ下してください。奥村にも里にも川成と主張するものが大勢おりますので、（決して損免は認めないと命じて頂きたい）、一人の御免を認めれば、皆々口々に我も我もと損免を求めて参りましょう。私に色々と損免を訴えますが、一切許可していません。その上、豊岡という人物は年貢を無沙汰して、いろいろと緩怠を重ねている者ですので、一段と厳しい成敗を加えねば、他の者にも示しがつきません。つい先頃も、私自身が彼の者のところまで出向いて厳しく催促し、去年分の未進も、今年分の年貢も、皆済しないというなら、「自分はここで命を絶つことになっても、年貢を収納せずに帰るわけにはいかない」と脅しつけましたら、勘弁してくださいと言って、やっとのことで二百文を納めました。（しかし）、今年の分も去年の未進の分もまだまだ過分に沙汰すべき分があるのではないか、これくらいでは沙汰したことになりません。

⑥一、御年貢の紙は、まだ納めていませんので、幸いに上洛する京上夫がいますので、紙八束を一貫文で買い、京進します。合わせて九束は東寺に納めます。九束の内の一束は年貢として納める紙です。全体では十二束になります。（そのうちの）三束は特別誂えの紙です。（その三束に添付してある）メモ書の通りにお収めください。

⑦一、前回の割符については、山崎の広瀬大文字屋という割符屋で「裏付」を行い、京都で現銭を渡すことができると（新見に来ていた割符屋が）申したので、その割符を取って京進しましたが、（結局、東寺さまの方では現銭を受取るため）尼崎などまで行く煩わしさがあったとのことで、大変けしからんことです。以後は（このような煩わしさないように）心得ました。今回の割符は山崎の広瀬にて「裏付」を行い、京都で現銭を渡すことができます。万一、（山崎の）広瀬で銭を渡したいと（割符屋が）申した場合は、割符屋から京都までの駄賃を付け加えて出すようにと、厳しくおっしゃってください。そのために、（新見で割符を発行する）割符主の添え状を（一緒に）送りました。駄賃の件は新見

の割符主が広瀬の割符屋に立替えて支払うと申しました。いつもの通り重ねて注進申しあげましょう。恐れながら謹んで申しあげます。

十二月十三日　　　備中国新見荘より祐清（花押）

東寺公文所上座（宝俊）さま

⑵祐清注進状❽に対する東寺の対応

〇け一三（岡八二三）、寛正三年最勝光院方評定引付十二月二十七日条

「一、自二新見庄一人夫一人、昨夕参着候、仍弐拾貫文、以割符運二送之一、又料紙九束、同進二上之一、仍彼割符、来年正月十日裏付也、除足等事、衆儀之通、載二一紙一、渡レ公二文之一了、彼人夫可レ被レ下、仍書下等、衆儀之趣、可レ申二付之一云々」、寛正三年十二月十三日出立、十二月二十六日京着（一二日間）。祐清注進状❽の最後の部分（⑦の割符に関する内容）に関連して、東寺は来年正月十日に裏付ができる割符を手に入れた。祐清注進状❽とともに京進されたものは、二〇貫文の割符、九束の紙、十二月十二日付豊岡高久書状（え一四六・岡九八〇）、十二月十二日付年貢送進状（『教』一六九九）、十二月十三日付三職注進状（ツ二八三・一四六）で、東寺書下があったと思われるが書下案は現存しない。

# 5．寛正四年二月二十二日付、三月三日京着

⑴祐清注進状❾ツ一四一（岡一二八）、寛正四年二月二十二日、宛所東寺公文所上座

当年早々夫をも可レ進候処、御年貢も不レ納候間、無沙汰申候、仍割符弐分進納申候、

①一、当荘之事、余ニ御年貢無沙汰仕候間、我ら了簡ニ、地下を伊勢守ニ可レ有二御契約一由、被二仰下一候旨申おとし候、就（ママ）両人にも可レ被レ含候、如レ此申候ニよて、地下もおとろき候て、御年貢事宛ニ沙汰仕候、於二以後一、尚々無沙汰申ましきよし申候、寺家ニ勢州身寺僧にて御座候由申候、可レ有二御心得一候、

②一、去々年御帳余ニ減候間、御本帳を御下候申候て、元弘帳と申を尋出候て、如レ此昔ハ御年貢過分ニ沙汰仕候ニ、今御帳事外減候をたにも無沙汰申候、曲事ニ候よし申かけ候、是ハ今御帳之面を未進無二懈怠一沙汰申さすへきためニ、かやうニ申付候、御心得候て、両人にも可レ被二仰付一候、

③一、御年貢帋、去々年分先七束進申候、

④一、漆去々年未進二合六夕、又去年未進七合、合九合六夕進納申候、去年未進ハ福本方奉行徳分ニ可レ給よし、以前注進申候しかとも、無レ謂子細と申候て上申候、

⑤一、夫之事、此間色々せつかん（折檻）仕候て申伏候て、当年より十二人可レ進由申候、

⑥一、公方様就二御成一、当荘より反銭田別二百文宛ニ可レ進由堅申付候へ共、領性（領状）不レ申候、乍レ去も反銭にてこそ候ハすとも、惣荘より少事なりとも御礼可レ申よし申候、両人可レ被二仰付一候、

⑦一、去々年御年貢と又去年分と混合仕なと蒙レ仰候、心得申候、乍レ去、去々年未進帳内過分ニ可レ減候、其故ハ御直務を申時、金蔵寺を度々上申候時、百姓中より卅貫計出合候て、弐拾貫文ハ御一献料と申候処ニ、寺家より御免候と申候て、沙汰をいたさす候間、其又可レ減候、了蔵納分と申、又未進帳ハ皆々前へ少宛ニ多々付候由申候、いかさま結解仕候て、去年々貢以二去々年分一、可レ引候、定而去々年の分ハ多くハあるましく候、今まて進納分ハ、先両年分と御心得候へく候、追而散用仕分候て、注進可レ申候、

⑧一、高瀬・中奥損免之事、定而両人もわひ事可レ申候、如レ今者、半分御免候ハてハ叶ましく候、以二別儀一、去年計ハ御免あるへきよし被レ仰候者、可レ然候、我ら無二正躰一も過分ニ百姓申候へハとて注進仕候事、曲事候と両人ニ可レ被レ仰候、

⑨一、我ら在荘下用の事、五分一蒙レ仰候も、其分にてハ事不レ足候、三職も催促に罷出候時、政所にて下用を給候、又定使両人も催促之時ハ下用を給候、其外色々臨時ニ物入事とも多候て、めいわく仕候、如レ今者、過分ニ引おいあるへく候間、罷上候て散用申候、別人をも御下候へと可レ申心中にて、既用意仕候処、余ニ地下も三職も堅とゝめ候間、先とゝまり候、若在国も仕候へと蒙レ仰候ハゝ、五分一之外ニ御扶持もなくてハ叶ましく候、委細可レ被二仰下一候、内々一所務仕候て、請口なとをも定申候て、御公平のあるやうニと存、涯分中節いたすへきよし、心中ニさしはさミ候て罷下候処ニ、思之外地下も無沙汰ニ候間、請口事ハ定申ましく候、所在の所務之事ハ更不レ可レ有二等閑一候、寺管（寺官）中ニ誰を御下候とも、我らニ勝て寺家を一大事ニ不レ有レ存事候歟、

⑩一、米和市なとも、去年ハ事外減直ニ候て、御公平も多々無二進納一候、去々年の和市ニ百俵か内ニ十五貫可レ違由、皆々地下人申候間、めいわく此事候、此等之条々具ニ可レ預二御披露一候、恐惶謹言、

二月廿二日　　新見より　祐清（花押）

東寺　公文所上座

○祐清注進状❾の現代語訳

今年、早々に京上夫を上洛させようとしましたが、（百姓が）御年貢を納めないので、無沙汰申しました。そこで割符を二つ（二十貫文分）進納します。

①一、当荘の事ですが、余りにも御年貢を無沙汰しますので、私の考えで、東寺さまが「地下（じげ、村＝新見荘）を伊勢守（室町幕府政所執事伊勢貞宗）と代官契約をするぞ」とおっしゃっていると脅しました。それについて京上夫二人を上洛させました。内々に代官契約のことのご命令のことを二人にも仰せ含めてください。私がこのように申しましたところ、百姓も驚きまして、年

貢を少々沙汰しました。以後においては、もう無沙汰しませんと申しました。東寺には伊勢守の親類の寺僧がいると申しました。そのように御心得ください。

②一、一昨年の（年貢収納ための）「御帳」による年貢収納では余りに少ないので、「御本帳」を東寺さまの方から下された。（その中に）「元弘帳」と言うものを探し出して、「このように昔は御年貢を多く沙汰しているのに、今の年貢収納帳では少ない記載にも関わらず年貢を無沙汰しているのは、けしからん」と言いつのっています。「これは今の年貢収納帳の記載に基づく未進分を怠慢なく沙汰させるために、このように申し付けているのだ」。（このように）御心得くださり、京上夫の二人にもご命令ください。

③一、御年貢の紙は、一昨年分としてまず七束を進納します。

④一、漆の一昨年分の未進分は二合六勺、また去年の未進分は七合で、合わせて九合六勺を進納します。去年の未進分は惣追捕使福本盛吉が奉行得分として頂きたいと以前に注進しましたが、（私は）根拠のない要求であると上申しました。

⑤一、京上夫の事（京上夫の数を減らして欲しいという要求）。このあいだ、色々と厳しく叱り申し伏せましたら、「今年より（年間で）十二人を京上させたい」と申しました。

⑥一、将軍足利義政さまの東寺御成について、当荘より段銭を一段につき二百文ずつ進上しなさいと厳しく申し付けましたが、承知しませんでした。しかしながら段銭の上納ではないが、惣荘より少額ですが礼銭を上納するように申しました。京上夫の二人にご命令ください。

⑦一、一昨年の年貢分と去年の年貢分とを混合しないようにとの仰せがありました。心得ました。ですが、一昨年の未進帳の内に（記載されている未進額が）過分ですので減らすべきです。その理由は（寛正二年に）御直務を始められた時、金蔵寺を度々使者として京上させましたが、百姓中から三十貫文ばかり出させ、二十貫文は「御一献料（礼銭）」という名目としましたが、東寺さまからそれはしなくてよいとのことだったので、沙汰をしませんでした。その分は未進額から減ずべきです。了蔵の時の納入分だと言って、未進帳には百姓全員について少しずつ未進額が多く記載されていると申しています。きっと決算をして、去年の年貢を一昨年の年貢に充当させて（一昨年の）未進分を少なくすべきです。きっと一昨年の未進分は多くはないでしょう。今までの進納分は一昨年と去年の両年分と御心得ください。追って算用状を作成して注進申します。

⑧一、高瀬・中奥損免の事について、きっと京上夫の二人も嘆願することでしょう。今の状況では半分の免除をしなくては決着しないでしょう。特別の配慮であるとして、去年の年貢の減免をしてやろうと仰せになれば、うまくいくでしょう。わたしが気を取り乱して「過分に百姓が要求しているので・・・」と注進していることはけしからんと、二人におっしゃってください。

⑨一、私の在荘のために必要経費について、（年貢収入の）五分の一と仰せ蒙りましたが、それではとても事足りません。（私と一

緒に）三職も年貢の催促に罷り出たとき、私の政所で彼らの必要経費を与えました。又定使二人（祐清の中間の彦四郎と兵衛二郎）にも年貢催促の時には経費を与えた。その外に色々臨時に物入りが多くて、困っている。今の状況では、過分に損失分を自分が負担しているので、上洛して算用したい、あるいは別人を下向させてほしいという心情で、既に京上する用意をしたところ、余りにも百姓も三職も堅く留めたので、まずは留まりました。もし、新見に留まりなさいとおっしゃるのでしたら、五分の一の外に扶助がなければやっていけません。（私への支援の方法を）具体的に仰せください。内々に、一回の年貢の徴収をすることとし、その年貢徴収目標などを定めて、御公平（くびょう、年貢）が徴収できるようにと思い、懸命に忠節をつくしましょうと心中にその思いを抱えて現地に罷り下りましたところ、思いのほかに百姓も無沙汰なので、年貢の徴収目標を定めることはできませんでした。現在の年貢徴収の仕事はまったく疎かにしてはいません。寺官の中のだれを下しても、私以上に勝れて東寺を大切に思うものはいないでしょう。

⑩一、米の銭への交換率なども、去年はことのほか低くて（米の値段が安くて）、年貢銭も多く進納できませんでした。一昨年の和市（わし、交換率）では百俵（四十石）のうちで十五貫文の違いがあると、皆々の百姓が言っているので、迷惑至極である。これらのことを逐一つぶさに最勝光院方の供僧の方々に披露してください。恐れながら謹んで申しあげます。

二月二十二日　新見より祐清（花押）

東寺公文所上座（宝俊）さま

⑵祐清注進状❾と同時に京進されたゆ三三（岡一一一〇）、二月二十六日付金子衡氏注進状

○内容

①宮田と福本がそれぞれ公文職と惣追捕使職に任命されて、請文を出したことについて、百姓に了承させた。②京上夫一二人のことも了承させた。③御成段銭についても礼銭五貫文を納めることを百姓はうけかい（請け支（か）い）申した。④御代官祐清が京上するとおっしゃったが、今は麦の収穫時分なので、留めた。⑤政所執事伊勢貞親と契約することを御代官祐清に内々に命じることに対して反対である。⑥三職三人で祐清の上洛を阻止する。⑦往古の帳面（元弘三年帳）による年貢徴収に反対である。⑧御一献料の免除を要求する。⑨段銭（御成段銭）を拒否する。⑩違割符（割符が現銭化できない）の処理について。⑪割符の質として「くろかね（鉄）」と取っている。⑫京上夫は毎月上すようにする。⑬ひたすらに直務の要求。

⑶祐清注進状❾に対する東寺の対応

○け一四（岡八二四）、寛正四年最勝光院方評定引付

（ⅰ）三月三条「一、新見庄夫丸上洛、仍去年々貢廿貫文〈割符〉、并去々年公事紙七束、運㆓送之㆒、又漆未進〈去年、去々

年〉小桶一ケ、同進レ之」「福本・宮田両沙汰人参洛、御礼物三百疋進レ之」、寛正三年二月二十一日出立、三月三日京着（一二日間）。

(ⅱ) 東寺は代官祐清の改易を考えるが、上洛した惣追捕使福本と公文宮田が祐清の代官継続のわび事をする（三月十五日条）。

(ⅲ)「高瀬・中奥損免事、可為半損之由、治定了」（三月十七日条）。

(ⅳ) 福本と宮田が、寛正四年以後は「雖レ為二一粒一銭一、無二未進懈怠一、毎年可レ致二其沙汰一也」の請文（三月十一日付）を書く（三月十七日条）。

## 6．寛正四年六月二十一日発、閏六月一日京着

(1) 祐清注進状⑩ツ二二五（岡一三八）、寛正四年六月二十一日、宛所を欠くが仏乗院仁然宛て

（端裏書）

「仏乗院へノ状

　祐清状　」

⑧（尚々書）蠟一斤御年貢方ニ取候、上進候、代一貫七百文にて候、京都にてハ、二貫五百計ニ御うらせ候へく候、

送進備中国新見荘領家方御年貢銭之事

合拾貫文者　割符也

合現銭伍貫文者　但此内一貫五百文公文宮田酒肴料、一貫文福本酒肴料、

①抑、当荘御年貢無沙汰候間、此間夫をも不レ進候、此春福本・宮田罷上、両年未進催促并未来までの請文沙汰仕候、可レ然候、乍レ去、罷下候て後、遂ニしか〳〵と催促不レ致候、縦請文仕候ハすとも、寺命含て罷下候ハヽ、堅可レ致二催促一候之処ニ無二其儀一候、猶々堅可レ被二仰下一候、

②一、段銭之事、堅申付候処ニ、地下生涯ニかけ安富おうつたへ、御直務お歎申候事ハ、かやうの事共お御免あるへきかと存候処ニ、如レ此蒙レ仰候、是非共ニ堅佗事可レ申候由申候、乍レ去、色々堅申付候間、惣荘より伍貫文御礼可レ申候由申候、余ニ乏少ニ候間、我ら取次申ましきよし申候へ共、堅佗事仕候間、先此分注進申候、此分にて御扶持候ハヽ、可レ然候、猶々過分ニ被二仰下一候共、地下承引仕候ハすハ不レ可レ然候、以二別儀一御扶持候と被二仰下一候ハヽ、目出可レ然候、

③一、人夫之事、各月ニ可レ進由被レ仰候、心得申候、夫銭之事ハ人別壱貫弐百文ツヽ、ニ請可レ申候由申候、此分可レ有二御披露一候、

④一、両人職之御補任酒肴料、堅催促仕候へ共、無沙汰仕候間、無二是非一候、乍レ去、且々取進候、残ハ今度夫ニ沙汰可レ申候由申候、猶々堅両人方へ可レ被二仰下一候、

⑤一、去年・去々年両年之算用状調二進之一候、能々可レ有二御披露一候、委細ハ算用状ニ委注申候、

⑥一、夏麦且々納直候へ共、石別三百文ニ不足候間、先代未レ聞二子

細一候間、中〱まことと被二思召一ましく候間、うり候ハておき候
申候、此御返事ニより候て、うり候て可レ進候、委細可レ被二仰下一候、
⑦一、西院御番役之事、年預之方へ委細侘事申候、定而可レ有二御
披露一候、我ら在国事もはや退堀仕候間、今秋斗之所務取次申候
て、来十月・霜月両月之間ニハ可二罷上一候、其まて〈永尊・妙春〉
両人沙汰候様ニ、為二寺家一仰付候て給候ハヽ、可二畏入一候、若其儀
叶候ハすハ、仏乗院御坊ニ侍従と申候て、各僧祇候申され候し、我
らか手替ニ被レ仰候て可レ給候、毎事寺家様之御扶持を奉レ憑候、諸
事重而注進可二申上一候、恐惶謹言、

　六月廿一日　　祐清（花押）

　備中新見荘領家政所より

○用語などの注釈

①②の部分

・送進………之事 ＝ 事書という。「送進す………の事」と読む
・合………者 ＝ 「合わせて………てえり」と読む。「全部で………である」の意味
・割符（さいふ）＝ 年貢銭を為替に組んだもの。10貫文は現在の70万円くらい
・酒肴料（しゅこうりょう）＝ 酒肴をふるまう代わりに渡す祝儀の金銭。一献料などとも言う
・夫（ふ）＝ 新見と京都を往還する京上夫
・請文（うけぶみ）＝ 上位からの命令に対し、誠実な履行を請け合うために差し出す書状
・縦（たとえ）＝ もしも。仮に
・段銭 ＝ 一段について何文という臨時の税。ここでは、公方御成段銭。将軍足利義政が八月二十二日に東寺を訪問した際の費用のために課した。段別二〇〇文を新見荘に賦課しようとした
・地下（じげ）＝ 村あるいは百姓
・生涯（しょうがい）＝ 命（いのち）。「生涯（生害）す」は命を失う
・安富 ＝ 細川京兆家の有力家臣であった安富智安（俗名元衡）。安富宝城に続いて永享元年（一四二九）から年間一五〇貫文で請負代官となったが、東寺に対して年貢の滞納を続け、寛正二年（一四六一）に荘民による代官排斥運動により、東寺の直務支配になった
・侘事（わびごと）＝ 嘆願
・御礼 ＝ 礼銭
・扶持（ふち）＝ 扶助。助ける
・別儀 ＝ 特別扱い

③以後の部分

・人夫 ＝ 新見と京都を往還する京上夫
・夫銭 ＝ 京上夫を実際出さないかわりに出す銭
・西院御番役 ＝ 西院（にしのいん）にある弘法大師像を安置する

御影堂（みえどう）の門扉の開閉や文庫の出納をする三聖人の勤務

・年預（ねんよ）＝最勝光院方は供僧九人で構成されるが、会議の進行・会議録の記載などを行う幹事役。一年間の任務。寛正四年の年預は光明院堯忠

・委細＝くわしく。万事

・夫銭＝京上夫を実際出さないかわりに出す銭

・侘事（わびごと）＝嘆願

・在国＝「国」は田舎、地方の意味。新見荘にいること

・退屈＝気力が衰えること。嫌気がさすこと

・所務＝年貢の徴収

○祐清注進状⑩の現代語訳

（端裏書）

「仏乗院（仁然）への祐清から書状」

備中国新見荘領家方の御年貢銭を送進すること。

合わせて拾貫文は割符である。

合わせて現銭五貫文。但し、このうち一貫五百文は公文宮田の酒肴料で、一貫文は福本の酒肴料である。

①さて、当荘の御年貢が無沙汰なので、このところ京上夫をも上らせていません。今春、惣追捕使福本盛吉と公文宮田家高が罷り上り、一昨年と昨年の両年の未進催促と今後未来の年貢納入の請文を沙汰しました。当然のことでしょう。しかしながら、罷り下って以後、まったく具体的な催促を致しません。たとえ、請文を捧げないとしても、寺命を帯びて罷り下ったのなら、厳しく催促をするべきであるところ、それをしないとはけしからんことである。いっそう、厳しくご命令をされるべきでしょう。

②一、段銭について、厳しく申し付けたところ、「百姓は命がけで安富智安（元衡）（の追放）を訴えて御直務のお願いをしましたのは、こうした段銭の負担を免除していただけるものと考えていたからですが、このように段銭負担を命じられました。是非ともに強く（免除していただけるよう）嘆願いたします」と申しました。しかしながら、色々と厳しく申し付けましたので、惣荘より五貫文分の礼銭を出したいと申しました。余りに少ないので、私は取次ができないと申しましたが、強く嘆願されたので、まずこの分を注進します。この礼銭でお助けくだされば幸いです。さらに過分に仰せ付けられても百姓が承引しなければ仕方ないでしょう。今回は特別の措置であるから免除してやると仰せ下されば、めでたいことです。

③一、京上夫について、隔月に京上するようにとの仰せ、心得ました。夫銭については人別一貫二百文ずつ納めることを約束しましょうと申しました。このことをご披露ください。

④一、公文宮田と惣追捕使福本の両人の御補任についての酒肴料（礼銭）を厳しく催促しましたが、無沙汰なので、どうしようもありません。しかしながら、すこしずつ取り進めます。残りは今度の京上夫に持たせると言っています。さらに厳しく両人にご命

令くださ い。

⑤一、去年と一昨年の両年の算用状をしたためて送ります。一昨年の未進帳のなかには色々な間違いがあります。きっと御不審を持たれるでしょう。よくよく御披露ください。詳細については算用状のなかに具体的に注申しています。

⑥一、夏麦をともかく銭に変えて納めようとしましたが、一石につき三百文（も和市が安くて）不足しています。これは前代未聞のことですので、なかなか誠のことだとお思いにならないでしょうから、麦を売らないで取り置きました。この注進状のご返事次第で、売って年貢銭を納めましょう。万事ご命令ください。

⑦一、西院御影堂の御番役（祐清ら三聖人が門扉の開閉や文庫の出納を行う役）について、年預の方（寛正四年最勝光院方年預は光明院堯忠）に万事嘆願しました。きっとご披露があるでしょう。わたしは新見荘での仕事はもはや嫌になっているので、今年の秋ごろに年貢徴収の仕事を交替して、来たる十月・十一月の間には上洛します。それまでは、（御影堂の御番役は三聖人のうちの）永尊と妙春の二人が沙汰するように東寺様がご命令くだされば、畏れ入ります。もしもそれができないのであれば、仏乗院御坊（仁然の院家）に「侍従」と言う客僧が祇候されていたと思いますので、私の替わりに御番役を命じてください。いつも東寺さまの扶助を頼りにしております。諸事重ねて注進申しあげます。恐れながら謹んで申しあげます。

六月二十一日　備中国新見荘領家政所より　祐清（花押）

⑧（尚々書）蠟一斤を年貢として取り、上進します。銭換算では一貫七百文です。京都では（その倍以上の）二貫五百文ばかりで売ることができるでしょう。

(2)祐清注進状❿と同時に京進されたゆ三五（岡一一一二）、六月二十二日付金子衡氏注進状

○内容

①宮田と福本がそれぞれ公文職と惣追捕使職に任命されて、請文を出したことについて、百姓に了承させた。②京上夫一二人のことも了承させた。③御成段銭についても礼銭五貫文を納めることを百姓はうけかい（請け支（か）い）申した。④御代官祐清が京上するとおっしゃったが、今は麦の収穫時分なので、留めた。

(3)祐清注進状❿に対する東寺の対応

①け一四（岡八二四）、寛正四年最勝光院方評定引付閏六月朔日条「一、自二新見庄一、夫丸到来、祐清并三職状・両年〈寛正二、同三〉散用状等、披二露之一、年貢銭拾五貫文・蠟一斤運二上之一」、寛正三年六月二十一日出立、閏六月一日京着（六月大、一一日間）。祐清注進状❿（ツ二二五・岡一三八）とともに京進され、閏六月一日に東寺に到着したものは、金子書状（ゆ三四・岡一一一二）、福本・宮田書状（ゆ三五・岡一一一二）、三職請文（ツ二二六・岡一三九）、寛正二年・三年算用状（不明）、年貢銭一五貫文・蠟一斤。

②「一、新見庄返事以下之事、委細披露了」（閏六月二日条）と『教』一七一一、備中国新見荘務事書案（注進状への具体的対応の注記あり）の存在から、東寺書下が新見荘に送られたことが知れるが、書下案は現存せず。

## 7．寛正四年閏六月二十五日発、七月六日京着

⑴祐清注進状⓫ゆ三六（岡一一一三）、寛正四年閏六月二十五日、
宛所東寺公文所上座

此夫、御返事給候ハて、罷下、地下ニかくれ居候所を、今月廿三日、当荘之市にて見合候て、子細を尋候へハ、御返事遅御出候間、路銭ニつまり候て、罷下候よし申候、言語道断之曲事ニ候、則夫元を、堅罪科仕候、然間、其夫をやかて、以後ためと存候て、おいのほせ申候、御念比ニ御被レ下候者、可二畏入一候、仍先度進納物ハ、割符一、現銭伍貫三百文、蠟一斤、此分能々御請取候哉、返々、無二御心元一候、御返事ニ委承候、次夏麦之事、只今納候、事外減直候間、半割符分もなく候、いかさま未進をも、催促仕候て、来月やかて夫立可レ申候、次ニ、当年ゐ中、事外、世中能候、但米減直候間、定御ふしんあるへく候間、八月下旬之比、上使を御下候て、御年貢米うり候へく候、此分、能可レ預二御披露一候、恐惶謹言、

壬六月廿五日　　　　祐清（花押）

東寺公文所上座

○用語などの注釈

・地下（じげ）＝村

・今月廿三日＝閏六月二十三日。「壬」は「閏」の略字で、「後」とも書く。三日市は、定期市で三・十三・二十三日に市が開催される

・当荘之市＝現在の新見御殿町にある真福寺の辺り。「さんがいち」と言われていた

・路銭＝旅費。ここでは京都での滞在費

・夫元＝京上夫を出した名（名主）

・やかて＝軈て。すぐに

・念比ニ＝丁寧に

・夏麦＝「なつばく」と読む

・減直（げんじき）＝「値を減ず」と読むのカ。値段が安い

・半割符分＝割符一つは普通一〇貫文。半割符は五貫文

○祐清注進状⓫の現代語訳

この京上夫は東寺からの御返事をもらわないで、罷り下り、村に隠れているところを、今月二十三日、当荘の市にて見つけて、事の詳細を尋ねると、東寺さまからの御返事を頂けるのが遅くなったの

で、旅費がなくなり、罷り下ったと申しました。言語道断でけしからぬことです。すぐに京上夫を出した名主を厳しく罪科に処しました。しかし、その京上夫をすぐに、以後のためと思って、（この手紙を持たして）京都に追い上しました。やさしく書下を与えて下向させて頂ければ、畏れいるでしょう。ところで、前回の進納物は、割符一・現銭五貫三百文・蠟一斤でしたが、御受け取りになられましたでしょうか。とても心もとなく心配しております。この手紙の御返事に詳しくお聞きしたいものです。次に夏麦の件ですが、今現在納めました。非常に和市が安いので、半割符分（五貫文）にも足りません。なんとしても未進をも催促して、来月にすぐに京上夫を立てます。次に、今年の新見荘の様子は、大変作物の出来具合はよろしい。但し、米の値段は安いのできっと不審に思われるでしょうから、八月下旬の頃に上使を下向させられて、御年貢米を売るのがよいでしょう。このことは、よく御披露して頂きたい。恐れながら謹んで申しあげます。

閏六月二十五日　　祐清（花押）

東寺公文所上座（宝俊）さま

⑵祐清注進状⓫と同時に京進されたゆ三七（岡一一一四）、閏六月二十六日付三職注進状

・内容は、ほぼ祐清書状⓫と同じ。

・「路次にて、いれい（違例）仕候とて、今月廿三日ニ是へ罷付候」、違例は病気。

・「仍麦御年貢等うり、御上あるへく候を、事外、うりね（売値）多く候間、未ことことくも人かわす（買わず）候」、しかし、祐清は「減直（値段が安い）」と言っているので、矛盾している。

⑶祐清注進状⓫に対する東寺の対応

祐清注進状⓫と三職注進状（ゆ三七）はともに七月六日に東寺に到着した。しかし、最勝光院方評定引付には記事は見えない。

⑷祐清の定期市での観察

・三日、十三日、二十三日に開催される三日市での百姓の市場での行動を観察して、翌日ないしは翌々日に年貢銭を徴収する。

※祐清注進状に記された年貢の京進

❶ト一一五　寛正三年八月二十四日　一〇貫文
❹ゆ七〇　寛正三年十一月一日　割符四（四〇貫文）・漆
❼ゆ三〇　寛正三年十一月十四日　一〇貫文・漆大桶一
❽え三三　寛正三年十二月十三日　二〇貫文
❾ツ一四一　寛正四年二月二十二日　割符二（二〇貫文）・紙七束・漆九合六勺
❿ツ二二五　寛正四年六月二十一日　一〇貫文（割符）・現銭五貫文・蠟一斤
合計　一一五貫文・漆・紙・蠟

**(5)祐清の年貢請取状**

祐清が年貢を徴収するたびに、百姓に年貢請取状を発行していた。この請取状は、祐清殺害後に上使本位田家盛により収集され、まとめられていた。『教王護国寺文書』一七一四号に一五七通残る（すべて残っているのではなく、四四％ほどである）。

**○祐清の年貢徴収日別の件数**

・四のつく日と五のつく日が圧倒的に多い。

・三のつく日に市が開催され、そこでの百姓の売買を見て、翌日・翌々日に年貢銭などを徴収する。

・祐清が殺害された日は八月二十五日で、二十四日には八件、合計九五〇文の請取状があり、当日二十五日にも一〇〇文節岡太郎兵衛から徴収している。

**○祐清による月別の年貢銭徴収の件数と額**

・寛正三年十月・・・一七件で三貫一〇〇文

・寛正三年十一月・・・二〇件で三貫文

・寛正三年十二月・・・二三件で五貫八五〇文

・寛正四年二月・・・一五件で一貫二〇文

・寛正四年八月・・・一七件で二貫二七二文

**●以上のまとめ**

・寛正三年十月・十一月・十二月の徴税は、里村の損免要求を「申伏」せ、祐清の「料簡」で中奥・高瀬の半分免除としたことが背景にある（十一月一日祐清注進状❹❺）。そして、四〇貫文の京進。

・寛正四年二月の徴税は、政所執事伊勢貞宗を代官にすえると脅した効果があったか（二月二十六日祐清注進状❾）。

・寛正四年八月の徴税は、ちょうど所務の時期。

◎祐清の徴税活動

・定期市（三日市）での観察に基づいて、その翌日・翌々日に着実に徴税をしている。

・祐清は東寺への奉公が重要と考え、徴税に腐心している。年貢銭一一五貫文を京進。

・百姓の減免要求には表面では厳しい対応をしながらも、実情を汲み取り、半分の免除に持ち込む心遣いをしている。

・民心にも配慮した実直で有能な代官であろう。

※東寺の対応の記録なし。これ以後、八月二十五日の祐清殺害の情報が九月三日に東寺に到着する。

# おわりに

これは、新見市ふるさと歴史講座「新見荘を学ぶ―新見荘直務代官祐清の手紙―」の成果の一部である。この歴史講座は、新見市まなび広場にいみ小ホールを会場に、第一回まなび生涯学習講座として、二〇二二年十月十二日（第一回）から十一月三十日（第五回で最終回）まで、各九〇分間で五回実施し、それぞれ吉備ケーブルテレビで放映された。この講座では参加者とともに祐清注進状をすべて読むこととしたので、その際に用語の注釈と現代語訳を用意した。

○主な参考文献

・岡山県史編纂委員会編『岡山県史　第二〇巻　家わけ史料』（岡山県、一九八六年）
・辰田芳雄『室町・戦国期備中国新見荘の研究』（日本史史料研究会研究叢書　六、日本史史料研究会、二〇一二年）
・新見荘関連史料　二〇一三年度編年目録、二〇一三年十二月十一日暫定版（早稲田大学海老澤研究室）
・新見荘関連史料編年目録、二〇一六年九月更新版（早稲田大学海老澤研究室）
・酒井紀美『戦乱の中の情報伝達―使者がつなぐ中世京都と在地―』（吉川弘文館、二〇一四年）